

令和3年4月23日

坂井市内小中学校保護者各位

坂井市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

このたび、県独自の緊急事態宣言が発出されました。県内の学校においても集団感染が発生しており、あらためて、市内の学校においても感染症への対策を徹底いたします。

つきましては、感染症予防として以下の対応をとりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応の内容を見直してまいります。

### 記

1 期間 令和3年4月23日（金）～令和3年5月13日（木）

2 主な対応

(1) 授業等

これまでと同様の感染症対策をとり、日常の教育活動を進めます。感染の可能性が高い一部の実技指導等は、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更します。

(2) 授業参観、PTA総会、遠足、自然教室、修学旅行

期間内は実施を控えます。

(3) 部活動〈中学校〉

・通常の練習は行います。

(保護者等の参観は控えていただきますようお願いいたします。)

・練習試合・大会等は中止または延期します。

3 お願い

(1) ご家庭におかれましても、県民行動指針 Ver. 20（令和3年4月22日）に準じ、感染症対策をお願いいたします。

(2) 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関または受診・相談センター（0776-20-0795）に電話で相談してください。なお、児童生徒本人または同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合は、必ず、学校に連絡してください。